

もうひとつの安心をプラス 国民年金基金をご存じですか？



国民年金基金とは

自営業などの皆さんを対象に、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、老齢基礎年金に上乗せして年金を給付する公的な年金制度です。

国民年金基金の5つのメリット

税制面で優遇

国民年金基金の掛け金はすべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

掛け金がお得

年金の受取額が同額の場合、月々の掛け金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛け金の上限である68,000円の範囲内なら何口からでも始められ（ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合には、その掛け金と合わせて68,000円が上限）さらに加入後も増減できます。

ニーズに合った年金設計が可能

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設計ができます。

公的年金だから安心

国民年金基金の支給する老齢年金は、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。

加入できる人は

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金に加入している人は、加入できません。

国民年金本体の保険料納付もお忘れなく！

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛け金を納付していたとしても、年金または遺族一時金が支給されません。なお、その期間に基金に納付された掛け金は、そのまま加入者に還付されます。

また、還付された掛け金について既に社会保険料控除の適用を受けている場合、その額について修正申告が必要になりますので、国民年金の保険料も忘れずに納付してください。

年金相談所を開設します

お気軽にご相談を

香川県国民年金基金では、国民年金基金についての年金相談所を開設します。

2月6日(水) 三野町社会福祉センター
ボランティア活動会議室

8日(金) 詫間福祉センター 1階 第1会議室
(時間は、午前10時～午後4時)

問い合わせ

香川県国民年金基金 ☎0120-65-4192

国民年金保険料の納付は

お得な**前納制度** & **口座振替**を利用しましょう

1年分、6カ月分など一定期間の保険料をまとめて納めると、保険料が割引されます。毎月納付する手間が省け、納め忘れもありません。また、口座振替で前納すると、さらに割引されます。

口座振替での前納納付を希望される人は、通帳、通帳届出印、年金手帳、納付書をお持ちのうえ、**3月上旬までに**、社会保険事務所または金融機関窓口へお申し込みください。

もうすぐ**申告相談**が始まります

平成19年中に納められた国民年金保険料は、全額所得控除されます。平成19年分「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」がお手元ない人は、次の専用ダイヤルにお問い合わせください。

【平成17年分の所得の申告から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付が義務付けられました】

控除証明書専用ダイヤル 0570-00-9911
3月14日(金)までの午前9時～午後5時(平日のみ)

問い合わせ 善通寺社会保険事務所 国民年金課 0877-62-1660

三豊市奨学金貸付希望者を募集します

貸付対象者

平成20年度に学校教育法に規定する学校のうち、高等学校の全日制、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学および大学（大学院を除く）に在学する人

貸付要件

- ・ 三豊市に住所を有する人（進学のため他の市町村に住所を移す人を含む）
- ・ 修学意欲があり、学校長が推薦する人
- ・ 経済的な理由により修学が困難であると認められる人（ただし、市税を完納している世帯）

選考

奨学生選考会議で決定

貸付額

- ・ 高等学校等 月額 10,000 円以内
- ・ 高等専門学校および短期大学 月額 15,000 円以内
- ・ 大学 月額 20,000 円以内



貸付期間および利息

貸付期間は、貸し付けを受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内とし、無利子とします。

返還

正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から、貸し付けを受けた期間に2年を加えた期間内に、月賦、半年賦または年賦払いにより返還してください。

申し込み書類

- ・ 奨学金貸付申請書
- ・ 奨学生推薦調書
- ・ 所得・課税証明書および納税証明書（世帯全員のもの）
- ・ 住民票の写し（世帯全員のもの）
- ・ 入学許可書の写しまたは在学証明書（発行されしだい）（申請書・推薦調書は、教育総務課、各支所市民サービス課（高瀬町は市民課）に備え付けています）

申し込み期限

2月29日（金）
（年度の途中で、貸し付けを受けようとする場合はこの限りではありません）

申し込み・問い合わせ

教育総務課 62-1110
申し込みは、各支所市民サービス課（高瀬町は市民課）でも受け付けます。



【補導から思ふこと】

帰宅途上の小学生を見ていると、友だちと話をしながら二列や三列になったり、いつの間にか車道にはみ出している子どもを見かけることがあります。また、中学生のノーヘルや、高校生も二人乗りなどを見かける時もあります。注意するとすぐにやめてくれますが、パトロールをしていても危なく感じます。いつ事故がおきるかわかりません。ご家庭でも、登下校の様子などについて話していただければと思います。

また、登下校中の子ども一人ひとりの顔を見ていると、毎日楽しく学校へ行っている様子が見えがえします。しかし、日々の生活の中で、学校や友だちのことについて不平や不満を漏らすことはありませんか。そのような時、機会を逃さずに子どもの話を聞いてあげましょう。子どもが今何を思っているのか聞けるいい機会です。

学校のこと、友だちのこと、登下校の様子など、子どもの話にじっくりと耳を傾けてあげてください。子どもが考えていることや悩みがわかるかもしれません。そして、話を聞いている中で、

「あなたはわが家にとって、とても大切な子だよ」ということを伝えてあげてください。

育成センターでは、子どもたちの悩みや相談を受け付けています。（平日午前8時30分から午後5時まで）

【困ったときは】

一人で悩まず、気軽に相談を

愛称 少年相談コーナー
「心（しん）子（こ）救（きゅう）」

来所相談

三豊市役所 豊中庁舎 4階
三豊市少年育成センター内

電話相談

62-1111 6

FAX相談

62-1117 1

担当の職員がご相談に応じます。お気軽にご相談ください。